広島県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十四年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月十六日

広島県知事　湯　崎　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

本多田佐伯線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
廿日市市浅原字正木原五六六番一地先から廿日市市浅原字西ケ原六一五番一地先まで	旧	一七・六〇から一一・〇〇	五七三・五〇	
	新	一一・二〇から一三・〇〇	五七三・五〇	拡幅